

## 第 6 次小山市行政改革大綱実施計画の変更について

第 6 次小山市行政改革大綱実施計画の進捗状況調査において、下記の項目について担当課より計画の変更が提起されました。

計画の変更については、小山市行政改革推進幹事会、同本部、同委員会での承認を経て認められるものです。

### 1. 計画内容を変更する取組み項目数

(1)達成目標を見直す取組み	1 項目 (No.70)
(2)取組み概要を見直す取組み	3 項目 (No.5、60、61)
(3)目標年度を見直す取組み	1 項目 (No.23)
(4)推進計画(内容・スケジュール)を見直す取組み	2 項目 (No.30、70)
(5)指標(内容・数値)を見直す取組み	2 項目 (No.23、70)
(6)担当課を変更する取組み	1 項目 (No.61)

### 2. 各取組みにおける変更内容

#### No.5 公共下水道事業の民間委託の推進【下水道課】

変更項目	変更前	変更後
取組概要	(前略) そのため、平成 27 年度から資産評価等を進め、庁内調整や会計システム構築などの準備作業を行い、公共下水道事業に地方公営企業法を適用する。平成 31 年度から水道事業と同様の企業会計へ移行する。また、現在、業務委託している処理場等の維持管理業務の他に、委託可能な業務について民間委託を推進していく。	(前略) <b>財務内容の明確化のための手法として、公共下水道事業に地方公営企業法を適用すべく、4 年間で資産評価・庁内調整・会計システム構築などの準備を進め、平成 31 年度からの企業会計への移行を目指す。また、企業会計への移行に併せて、現在、業務委託している処理場等の維持管理業務の他に、委託可能な業務について検討し、効率的な事業運営として民間委託を推進する。</b>
【理由】外部に公表するにあたり、より分かりやすい文章に訂正したい。		

#### No.23 文化財の調査とデータベース化【生涯学習課】

変更項目	変更前	変更後
目標年度	平成 29 年度	平成 31 年度
指標	数値(業務の進捗状況) 27 年度 20.0%、28 年度 50.0%、 29 年度 100.0%	27 年度 20.0%、 <b>28 年度 20.0%、 29 年度 50.0%、30 年度 80.0%、 31 年度 100.0%</b>
【理由】文化財の類型は多岐に及ぶため、具体的に構想を構築するにあたっては特定の分野において試験的にデータベース化を実施し、その成果・問題点を踏まえて推進することが効果的と考えられる。このため、文化財の類型中、当市で最も調査が進んでいる埋蔵文化財の調査成果について試験的にデータベース化を図り、その後、その成果を他類型にも展開するため、目標年度を変更するもの。		

## No.30 CS 意識の向上【職員研修所】

変更項目		変更前	変更後
推進計画	内容	①市民アンケート結果、「 <u>接遇等に関する情報共有</u> 」の全職員への周知・啓発 ②「 <u>接遇等に関する情報共有</u> 」の全職員への周知・啓発	①市民アンケート結果の <b>全職員への周知・啓発</b> ②「 <u>接遇等に関する情報共有</u> 」の全職員への周知・啓発
【理由】『 <u>接遇等に関する情報共有</u> 』の全職員への周知・啓発』が下段の項目と重複しているため。			

## No.60 学校給食費の収納率向上【学校教育課】

変更項目		変更前	変更後
取組概要		学校給食費未納額を減らすため、学校による家庭訪問、面接・相談の実施のほか、市教育委員会では <u>児童手当の特別徴収及び現金支給による納付相談を行い、学校給食費の収納率向上を図る。</u>	学校給食費未納額を減らすため、学校による家庭訪問、面接・相談の実施のほか、市教育委員会では <u>児童手当の現金支給による納付相談を行い、学校給食費の収納率向上を図る。</u>
【理由】特別徴収実施については、保護者の同意書が必要であり、過年度の給食費を徴収できないデメリットがある。学校でも特別徴収をする児童生徒としない児童生徒で徴収額が異なり、徴収事務が煩雑となり学校負担が大きくなることから特別徴収は見送ることとした。			

## No.61 使用料・手数料等の見直し【財政改革課】

変更項目		変更前	変更後
担当課		行政経営課	<b>財政改革課</b>
取組概要		すべての使用料・手数料について、消費税増税に係る影響を考慮し、市民の理解が得られる適正な料金設定と定期的な見直しを行うとともに、 <u>これらが最も効率的かつ適正に継続して実施できる部署の検討を行う。</u>	すべての使用料・手数料について、消費税増税に係る影響を考慮し、市民の理解が得られる適正な料金設定と定期的な見直しを行う。
【理由】使用料・手数料について、消費税増税に係る影響を考慮し、市民の理解が得られる適正な料金設定と定期的な見直しを行うにあたり、財政改革課が最も適正な部署であることから、担当課を変更したもの。（平成 28 年度まで行政経営課が所管。平成 29 年度からは財政改革課が所管。）			

## No.70 市営住宅長寿命化に向けた計画的な維持管理【建築課】

変更項目		変更前	変更後
達成目標		長寿命化計画に基づく、長寿命化修繕の実施 平成 31 年度累計の修繕住棟数 <u>5 棟</u>	長寿命化計画に基づく、長寿命化修繕の実施 平成 31 年度累計の修繕住棟数 <u>26 棟</u>
推進計画	内容	29 年度 <u>松ヶ丘市営住宅 C 号棟外壁改修工事</u> 30 年度 <u>松ヶ丘市営住宅 B 号棟外壁改修工事</u> 31 年度 <u>松ヶ丘市営住宅 A 号棟外壁改修工事</u>	29 年度 <u>千駄塚市営住宅受水槽改修工事(2 棟)他 5 棟</u> 30 年度 <u>松ヶ丘市営住宅 C 号棟外壁改修工事他 7 棟</u> 31 年度 <u>松ヶ丘市営住宅 B 号棟外壁改修工事他 8 棟</u>
指標	数値(長寿命化修繕の住棟数)	各年度 1 棟ずつ実施	27・28 年度 各 1 棟、 <u>29 年度 7 棟、30 年度 8 棟、31 年度 9 棟</u>
【理由】小山市公営住宅等長寿命化計画の改定に伴い、実施事業数に変更が生じたため。			